

# 手持ち業務量の算定方法等の見直しについて

2019年7月1日以降  
契約手続を開始する案件より適用

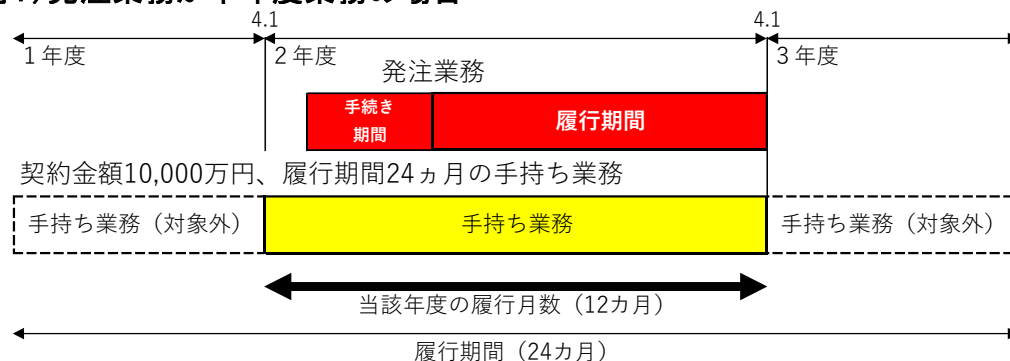
## ①新しい算定方法について

手持ち業務が複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

【配置予定技術者等に求める条件としての手持ち業務量】

管理技術者又は担当技術者となっている業務で、契約金額が500万円以上の業務の合計が4億円未満かつ件数が10件未満である者

### 例1)発注業務が単年度業務の場合



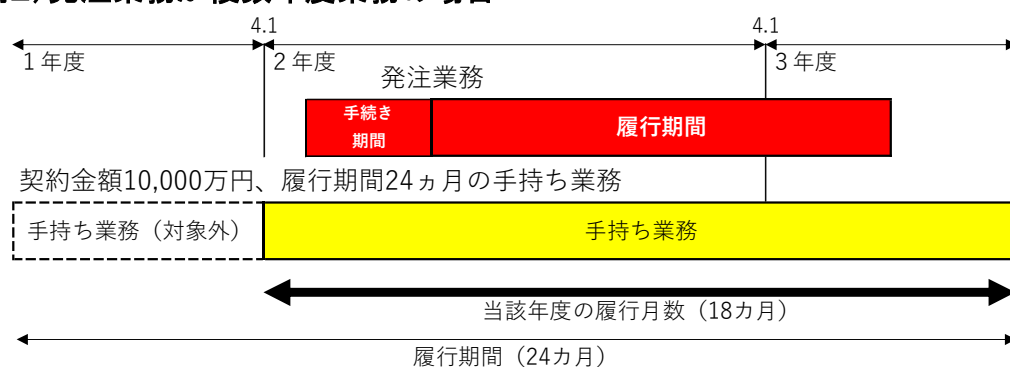
現 状

全額計上し、10,000万円

見直し後

手持ち業務量の履行期間24ヵ月のうち、  
発注業務の当該年度の履行期間は12ヵ月なので  
 $10,000万円 \times (12ヵ月 / 24ヵ月) =$ 5,000万円

### 例2)発注業務が複数年業務の場合



現 状

全額計上し、10,000万円

見直し後

手持ち業務量の履行期間24ヵ月のうち、  
発注業務の当該年度の履行期間は18ヵ月なので  
 $10,000万円 \times (18ヵ月 / 24ヵ月) =$ 7,500万円

どちらの例とも、このような手持ち業務を4件持っていると同様の制限量いっぱいだったものが、金額的に余裕ができる

## ② 成果品の品質確保について

手持ち業務量の基準となった日以降契約日まで及び履行期間中、手持ち業務量が制限量を超えた場合は、遅滞なくその旨を報告しなければならない。

その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を交代させる措置を請求することができる。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

- ・当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ・当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ・当該管理技術者と同等以上の業務評定点を有する者
- ・手持ち業務量が制限量を超えていない者